



許可番号 第03550002613号

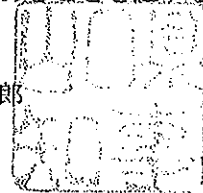
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
氏 名 エコシステムジャパン株式会社
代表取締役 永野立男

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 山 本 繁 太 郎



許 可 の 年 月 日

平成 20 年 6 月 21 日

許 可 の 有 効 年 月 日

平成 27 年 6 月 20 日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおりに記載

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年6月21日 更新許可

平成20年7月18日 変 更 届 (変更事項: 代表者 (変更前: 鈴木康生))

平成23年4月 6日 変 更 届 (変更事項: 代表者 (変更前: 佐伯裕治))

平成25年5月31日 変更許可 (変更事項: 特別管理産業廃棄物の種類追加)

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉍さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃PCB等
PCB汚染物
以上9種類